

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

- (a) 第42条第2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

平成 年 月 日

- (ハ) 新築
- (ニ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

平成 年 月 日

伊税証第 号

伊達市長 菊谷 秀吉 印